

○一部活動制限団体の利用再開について

- ・コロナ禍において、当センター登録団体の一部について利用を制限させていただいていましたが、下記「多摩交流センターを利用する場合の条件」に対する対策方法を多摩交流センターに書面により提示のうえ、対策を行っていると判断された団体については利用再開することとします（2021年7月分の予約から受付再開します）。
- ・「多摩交流センターを利用する場合の条件」について

- ①活動中の飛沫飛散の防止（活動中も含めマスクは常に着用（フェイスシールドやマウスシールドは不可）
- ②手指の消毒の徹底
- ③身体的接触の禁止
- ④複数人で物を共用する行為の禁止
- ⑤3密の回避、特に他者との距離をできるだけ2m以上取る
- ⑥大きな音（声含む）を出さない

○会議室の入室方法の変更について

- ・2021年4月から、「会議室利用申請書」の記入・提出が終わった団体へ鍵をお渡しし、団体の方に開錠していただきます。また利用後も、施錠して退室してください。
- ・会議室利用申請書の記入担当の方は会議室の開場時間以降、受付までお越しくください。またそれ以外の団体の方がお待ちいただくスペースはありませんので、来館時間をずらしていただくようお願いいたします。

○貸出しを中止する備品について

- ・以下の備品の貸出しを中止します。
- ・ポット、急須、茶碗、マイク（有線・無線含む）

○消毒作業の実施について

- ・2021年4月から、使用した会議室の消毒作業を団体の方にお願ひします。なお、消毒作業時間も利用時間に含まれますのでご注意ください。消毒の方法については別紙を参照してください。

○会議室の予約等・利用申請書の提出について

- ・会議室の予約の受付は、土・日・祝日を除く 9:00~17:00 まで、電話・メール・FAX のみとします。窓口では受け付けません。
- ・会議室利用申請書の記入・提出は、当日分のみ受け付けます。
- ・その他の問い合わせについても、できる限り電話等でお願ひします。

○会議室利用時間の変更について

- ・午前・午後・夜間の利用時間を最長 2 時間とし、時間帯も限定します。
午前・・・10:00~12:00 (開場 9:30)
午後・・・14:00~16:00 (開場 13:30)
夜間・・・18:00~20:00 (開場 17:30)
- ・利用の準備時間として、**利用開始時間の 30 分前から**会議室に入室することができます。**それ以前に来館しても入室はできません。**また、利用終了時間は厳守してください。
- ・市民交流室の利用はできません (早く来られても、待機場所はありません)。

○各会議室の定員の削減について

- ・「密集」・「密接」を避けるため、各会議室の定員 (最大人数) を次のとおりとします。
第 1 会議室・・・8 名
第 2 会議室・・・18 名 ※グループワークの配置の場合は 16 名
第 3 会議室・・・15 名 ※グループワークの配置の場合は 12 名

○会議室利用について

- ・館内では**常時マスクの着用 (フェイスシールドやマウスガードのみは不可)**をお願いいたします (マスクを着用できない場合は退館していただきます)。発熱 (微熱を含む)、倦怠感等体調がすぐれない場合は利用をお控えください。
- ・入館後は速やかに手洗い・手指の消毒を行ってください。咳エチケットにご協力ください。
- ・会議室利用時は、代表者 (またはそれに替わる団体の方) が市民交流室で利用申請書を記入後、会議室の鍵・会議室利用簿及び来館者名簿 (次項参照) を持って入室します。備品

の貸出しを受ける場合は、お申し出ください。

- ・「**来館者名簿**」は、当日の団体の参加者の記録をつけていただくものです。正しく記入いただき、万一来館者の中に**感染が判明した場合は速やかに保健所に提出できるよう団体の責任で保管**をお願いします（事務所に提出する必要はありません）。
- ・会議室入室後は出入り口のドアを常時全開してください。また、窓を開けるなど、「密閉」状態を作らないでください。
- ・会議室等での忘れ物等は、衛生上保管できません。処分させていただきますので、忘れ物等をしないようご注意ください。
- ・館内での水分補給以外の飲食は認めません。ポットや急須、茶碗の貸出しは中止します。
- ・布巾・雑巾は衛生上撤去します。必要な場合は団体でご用意ください。
- ・上記のルールが守れない個人・団体に対しては、即時貸出しを中止します。

○印刷室の利用について

- ・印刷室の利用時間（ロッカー・棚の利用を含む）を以下のとおり限定します。利用時間外は消毒作業後施錠しますので、入室はできません。
平 日・・・9：30～12：00、13：30～16：00
17：30～20：00（会議室貸出しがある日に限る）
土・日・祝日・・・9：30～12：00、13：30～16：00、17：30～20：00
（会議室貸出しがある日に限る）
- ・印刷室への入室は2名以内とし、印刷室内での作業は短時間をお願いします。ただし、丁合・製本作業はできません。

○再度、会議室貸出しを中止する場合について

- ・東京都に緊急事態宣言が出されたとき（東京都独自の宣言の発出を含む）
- ・東京都から外出自粛や休業を要請されたとき
- ・感染拡大の傾向が著しいと認められるとき
- ・多摩交流センターのルール・指示を守らない団体が一定数あると判断されたとき
- ・その他、必要と認められるとき